

○こども家庭庁告示第五号
 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年九月三十日

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示

（国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程の一部改正）

第一条 国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程（昭和三十八年厚生省告示第二百六十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

こども家庭庁長官 渡辺由美子

	改 正 後	改 正 前
<p>2 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>（入所資格）</p> <p>第五条 養成部に入所することができる者は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 通信課程 次に掲げるいずれかの者</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する者であつて、児童相談所の業務若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十条の二に規定することも家庭センター（以下単に「こども家庭センター」という。）の業務に従事する地方公共団体の職員又はこれらの業務に従事する見込みがある地方公共団体の職員であるものうち、当該地方公共団体の長が推薦する者</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）以下この(2)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）以下この(2)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある児童相談所又はこども家庭センターにあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したもの</p>	<p>（入所資格）</p> <p>第五条 養成部に入所することができる者は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 通信課程 次に掲げるいずれかの者</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する者であつて、児童相談所の業務若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十条の二に規定することも家庭センター（以下単に「こども家庭センター」という。）の業務に従事する地方公共団体の職員又はこれらの業務に従事する見込みがある地方公共団体の職員であるものうち、当該地方公共団体の長が推薦する者</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>(2) 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所又はこども家庭センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔(3)・(4) 同上〕</p>

（児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき）子ども家庭庁長官の定める者の一部改正
 第二条 児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき）子ども家庭庁長官の定める者（昭和六十三年厚生省告示第百六十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう
 に改める。

	改 正 後	改 正 前
	<p>児童福祉法施行規則第六条の九第一号（同令第六条の五十四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき）子ども家庭庁長官の定める者</p> <p>児童福祉法施行規則第六条の九第一号（同令第六条の五十四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき）子ども家庭庁長官の定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の第二学年以上の学生であつて、その学年の終わりまでに六十二単位以上修得することが見込まれる者であるとき当該大学の長が認めたもの</p> <p>二 学校教育法による高等専門学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限二年以上）までに当該高等専門学校を卒業することが見込まれる者であるとき当該高等専門学校の長が認めたもの</p> <p>三 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは学校教育法による特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は高等学校の専攻科若しくは特別支援学校の専攻科の最終学年に在学している者であつて、当該学年の終わりまでに当該高等学校の専攻科若しくは当該特別支援学校の専攻科を卒業することが見込まれる者であるとき当該高等学校の長若しくは当該特別支援学校の長が認めたもの</p> <p>四 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は専修学校の専門課程若しくは各種学校の最終学年に在学している者であつて、当該学年の終わりまでに当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校を卒業することが見込まれる者であるとき当該専修学校の長若しくは当該各種学校の長が認めたもの</p> <p>五 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了したもの</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき）子ども家庭庁長官の定める者</p> <p>児童福祉法施行規則第六条の九第一号（同令第六条の五十四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき）子ども家庭庁長官の定める者であるとき当該大学の長が認めたもの</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に一年以上在学している者であつて、年度中に六十二単位以上修得することが見込まれる者であるとき当該学校の長が認めた者</p> <p>二 学校教育法による高等専門学校の最終学年に在学している者であつて、年度中に卒業することが見込まれる者であるとき当該学校の長が認めた者</p> <p>三 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）又は特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であつて、年度中に卒業することが見込まれる者であるとき当該学校の長が認めた者</p> <p>四 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であつて、年度中に卒業することが見込まれる者であるとき当該学校の長が認めた者</p> <p>五 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了したもの</p>

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）
 第三条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>【イ～ホ 略】</p> <p>8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要</p>	<p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>【イ～ホ 同左】</p> <p>8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要</p>	<p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>【イ～ホ 同左】</p> <p>8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要</p>

となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この注8において「改正法」という。))附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この注8において「施行日前国家戦略特別区域法」という。))第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域(以下「事業実施区域」という。)内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。))。以下この第1において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士(手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業(平成元年厚生省告示第122号)に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。)、手話通訳者、特別支援学校免許取得者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。))若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。))又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ～ハ 略]

[9～11 略]

[2～13 略]

第2 [略]

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

[イ～ニ 略]

[注1～6の5 略]

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数(注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注7において「児童指導員等」という。))又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 略]

[8～10 略]

[2～11 略]

[第4・第5 略]

となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。))第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士(手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業(平成元年厚生省告示第122号)に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。)、手話通訳者、特別支援学校免許取得者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。))若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。))又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ～ハ 同左]

[9～11 同左]

[2～13 同左]

第2 [同左]

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

[イ～ニ 同左]

[注1～6の5 同左]

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数(注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注7において「児童指導員等」という。))又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 同左]

[8～10 同左]

[2～11 同左]

[第4・第5 同左]

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 略]

[注1～10 略]

11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ～ホ 略]

12 [略]

[2～19 略]

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 略]

[注1～7 略]

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているもの

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 同左]

[注1～10 同左]

11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ～ホ 同左]

12 [同左]

[2～19 同左]

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 同左]

[注1～7 同左]

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け

として都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ～ホ 略]

[9・10 略]

[2～19 略]

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

[1～5 略]

6 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 略]

注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 [略]

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。）又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は児童指導員であるものに限る。）(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) [略]

[7～18 略]

出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ～ホ 同左]

[9・10 同左]

[2～19 同左]

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

[1～5 同左]

6 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 同左]

注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 [同左]

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。）又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は児童指導員であるものに限る。）(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) [同左]

[7～18 同左]

備考 表中の [] の記載は任意である。

(児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第四条 児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） [イ～ホ 略] [注1～12 略]</p> <p>13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この注13において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この注13において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）の注3の(1)において同じ。）若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 [イ・ロ 略]</p> <p>14 [略]</p> <p>[2～10 略]</p> <p>第2 医療型障害児入所施設</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 福祉専門職員配置等加算 [イ～ハ 略]</p> <p>注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2</p>	<p>別表</p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） [イ～ホ 同左] [注1～12 同左]</p> <p>13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 [イ・ロ 同左]</p> <p>14 [同左]</p> <p>[2～10 同左]</p> <p>第2 医療型障害児入所施設</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 福祉専門職員配置等加算 [イ～ハ 同左]</p> <p>注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注3において同じ。）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会</p>

<p>において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、その福祉専門職員配置等加算(1)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。3の2の注1において同じ。)又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)に限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>[3の2～6 略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、その福祉専門職員配置等加算(1)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。3の2の注1において同じ。)又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) [同左]</p> <p>[3の2～6 同左]</p>
--	---

第五節 指定障害児相談支援の提供に当たるとして(一)も家庭庁長官が定めるもの(一部改正)

第五節 指定障害児相談支援の提供に当たるとして(一)も家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからハまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)(のいずれかに該当するものである。))。</p> <p>【イ・ロ 略】</p> <p>ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士(児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下このハにおいて「改正法」という。))附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下このハにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。))第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又</p>	<p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからハまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)(のいずれかに該当するものである。))。</p> <p>【イ・ロ 同上】</p> <p>ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、児童福祉施設(設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十</p>

<p>は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間</p> <p>〔一〕～〔三〕 略</p> <p>〔一〕～〔四〕 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間</p> <p>〔一〕～〔三〕 同上</p> <p>〔一〕～〔四〕 同上</p>
--	--

<p>第六条 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="113 159 837 1120"> <p>改 正 後</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下このロにおいて「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下このロにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省</p> </td> <td data-bbox="113 1120 837 2072"> <p>改 正 前</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活</p> </td> </tr> </table>	<p>改 正 後</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下このロにおいて「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下このロにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活</p>
<p>改 正 後</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下このロにおいて「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下このロにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活</p>	

<p>令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設定及び運営に関する基準（平成二十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉士主任任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間</p> <p>〔1〕～〔5〕略</p> <p>〔八〕～略</p> <p>〔二〕～九略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間</p> <p>〔1〕～〔5〕同上</p> <p>〔八〕～同上</p> <p>〔二〕～九同上</p>
<p>第七條 この家庭庁長官が定める施設基準の一部改正</p> <p>（この家庭庁長官が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。）</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改 正 前</p>
<p>改 正 後</p> <p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1のこの家庭庁長官が定める施設基準</p> <p>イ 通所給付費等単位数表第1の1のイ（1）の四、（2）の四及び（3）の四を除く。を算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第五項及び第六条第六項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。</p> <p>（1）当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この（1）において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号。以下この（1）において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）（以下この号において「児童指導員等」という。）</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1のこの家庭庁長官が定める施設基準</p> <p>イ 通所給付費等単位数表第1の1のイ（1）の四、（2）の四及び（3）の四を除く。を算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第五項及び第六条第六項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。</p> <p>（1）当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下この号において「児童指導員等」という。）並びに指定通所基準第五条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。</p>

並びに指定通所基準第五条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。

(2) [略]
[二]の四 [略]

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第1の1のイのハを算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

(2) [略]
[四]十一 [略]

十二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「経過的障害児通所給付費等単位数表」という。）第1の1の主として難聴児経過的児童発達支援給付費の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、(2)及び(3)、ロの(1)、(2)及び(3)並びにハの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに一部改正府令第一条による改正前の指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

ロ [略]
[十二]の二 十二の六 [略]

(2) [同上]
[二]の四 [同上]

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第1の1のイのハを算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

(2) [同上]
[四]十一 [同上]

十二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「経過的障害児通所給付費等単位数表」という。）第1の1の主として難聴児経過的児童発達支援給付費の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、(2)及び(3)、ロの(1)、(2)及び(3)並びにハの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特例法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに一部改正府令第二条による改正前の指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

ロ [同上]
[十二]の二 十二の六 [同上]

十二の七 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

一部改正府令附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号口に規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。）にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

〔十二の八、十六の二 略〕

十七 入所給付費単位数表第1の9の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号イにおいて同じ。）を一以上配置すること。

〔ロ、ハ 略〕

〔十七の二、十九 略〕

十九の二 入所給付費単位数表第2の3の2の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。
イ 主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、従業者及びその員数について、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）一以上

ロ 主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、従業者及びその員数について、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔略〕

(2) 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）一以上

十九の三 〔略〕

二十 入所給付費単位数表第2の5の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定入所基準第五十二条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）を一以上配置すること。

〔ロ、ハ 略〕

十二の七 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

一部改正府令附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号口に規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

〔十二の八、十六の二 同上〕

十七 入所給付費単位数表第1の9の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。）を一以上配置すること。

〔ロ、ハ 同上〕

〔十七の二、十九 同上〕

十九の二 入所給付費単位数表第2の3の2の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。
イ 主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、従業者及びその員数について、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 保育士 一以上

ロ 主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、従業者及びその員数について、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔同上〕

(2) 保育士 一以上

十九の三 〔同上〕

二十 入所給付費単位数表第2の5の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定入所基準第五十二条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）を一以上配置すること。

〔ロ、ハ 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(こども家庭庁長官が定める児童等の一部改正)
 第八条 こども家庭庁長官が定める児童等(平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という)第1の1の注7のこども家庭庁長官が定める基準</p> <p>イ 中核機能強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは保育士(法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下この(2)において「改正法」という。)附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下この(2)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域(以下「事業実施区域」という。)内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)(4)において同じ。)の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。)として配置された日以後、障害児通所支援(法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)、障害児入所支援(法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して五年以上の者(以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。)を常勤かつ専任で一以上配置していること。</p> <p>[3]・(4) 略</p> <p>[ロ・ハ 略]</p> <p>[一の二の一の十三 略]</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という)第1の1の注7のこども家庭庁長官が定める基準</p> <p>イ 中核機能強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) [同上]</p> <p>(2) 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。)として配置された日以後、障害児通所支援(法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)、障害児入所支援(法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して五年以上の者(以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。)を常勤かつ専任で一以上配置していること。</p> <p>[3]・(4) 同上</p> <p>[ロ・ハ 同上]</p> <p>[一の二の一の十三 同上]</p>

二 通所給付費等単位数表第1の13の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

（一） [略]

- （二） 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業をいう。以下同じ。）にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む）、サービスマニージャー、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

〔2〕(10) 略

〔ロ〕ソ 略

〔三〕十の二 略

十の二の二 通所給付費等単位数表第4の1の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ 訪問支援員特別加算(1)

- 障害児通所支援事業（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。）、障害児相談支援事業（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業をいう。）その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者（以下「特定従業者等」という。）であつて、(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年以上である者

- (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2) [略]

〔ロ〕 [略]

〔十の二の三〕十の五 略

二 通所給付費等単位数表第1の13の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

（一） [同上]

- （二） 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む）、サービスマニージャー、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

〔2〕(10) 同上

〔ロ〕ソ 同上

〔三〕十の二 同上

十の二の二 通所給付費等単位数表第4の1の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ 訪問支援員特別加算(1)

- 障害児通所支援事業（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。）、障害児相談支援事業（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業をいう。）その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者（以下「特定従業者等」という。）であつて、(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年以上である者

- (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業をいう。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2) [同上]

〔ロ〕 [同上]

〔十の二の三〕十の五 同上

十の六 通所給付費等単位数表第5の1の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
 イ 訪問支援員特別加算(1)
 特定従業者等であつて、(1)、(2)又は(3)に規定する期間(これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間)が通算して十年(3)に規定する期間にあつては五年)以上である者
 (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所(指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。)にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。(3)において同じ。)又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
 (2)・(3) 略

ロ 「略」
 「十の七十八 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第九條 (子ども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合の一部改正)
 第九條 (子ども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4並びに別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1の注4の(1)及び注5並びに第2の1の注2の(1)及び注3のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を通過する事業所を除く。以下このロにおいて同じ。)又は基準該当児童発達支援事業所(みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。以下このロにおいて同じ。))の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準</p> <p>指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業員の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士(法第十八条の二</p>	<p>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十(三月以上継続している場合は、百分の五十)</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4並びに別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1の注4の(1)及び注5並びに第2の1の注2の(1)及び注3のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を通過する事業所を除く。以下このロにおいて同じ。)又は基準該当児童発達支援事業所(みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。以下このロにおいて同じ。))の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準</p> <p>指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業員の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士(国家戦略特別区</p>	<p>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十(三月以上継続している場合は、百分の五十)</p>

十の六 通所給付費等単位数表第5の1の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
 イ 訪問支援員特別加算(1)
 特定従業者等であつて、(1)、(2)又は(3)に規定する期間(これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間)が通算して十年(3)に規定する期間にあつては五年)以上である者
 (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所(指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。)にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
 (2)・(3) 同上

ロ 「同上」
 「十の七十八 同上」

<p>〔略〕</p>	<p>十七第一項に規定する認定地方公共団体（第三号口において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(1)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下この(1)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（第三号口において「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（第三号口において「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第三号口において「国家戦略特別区域限定保育士」という。）の員数を満たしていないこと。</p>
------------	---

- 二 〔略〕
- 三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注4の(1)及び注5のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
- イ 〔略〕
- ロ 指定放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>〔同上〕</p>	<p>域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士の員数を満たしていないこと。</p>
-------------	--

- 二 〔同上〕
- 三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注4の(1)及び注5のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
- イ 〔同上〕
- ロ 指定放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

第十條 児童福祉法施行規則第六條の十一の二第一項の規定に基づき、子ども家庭庁長官が定める基準（平成二十六年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>ハ 「略」 [三の二、四 略]</p>	<p>ハ 「同上」 [三の二、四 同上]</p>
<p>(2) 「略」</p>	<p>(2) 「同上」</p>
<p>子ども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。</p>	<p>子ども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。</p>
<p>子ども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合 百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）</p>	<p>子ども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合 百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）</p>

<p>児童福祉法施行規則第六條の十一の二第一項（同令第六條の五十四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>子ども家庭庁長官が定める基準</u> 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第六條の十一の二第一項（規則第六條の五十四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、<u>子ども家庭庁長官が定める基準</u>は、次のいずれかに該当することとする。なお、規則第六條の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>児童福祉法施行規則第六條の十一の二第一項の規定に基づき、<u>子ども家庭庁長官が定める基準</u> 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第六條の十一の二第一項に基づき、<u>子ども家庭庁長官が定める基準</u>は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六條の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。</p> <p>〔一〕三 同上</p>
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>

